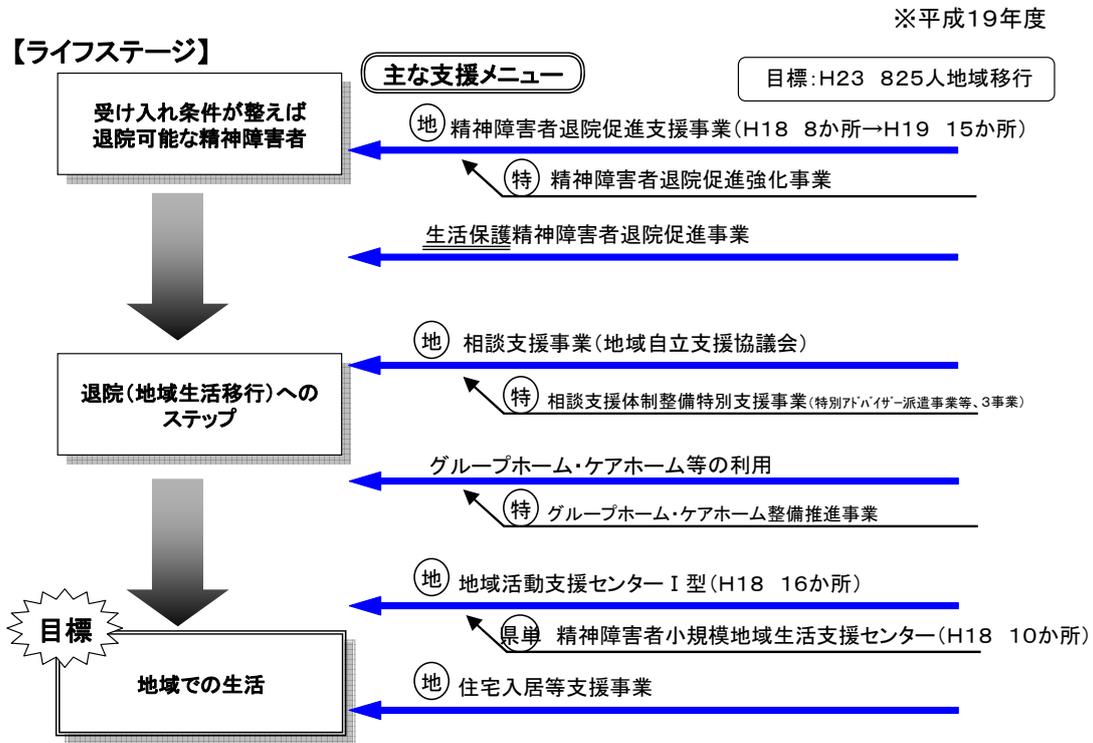


4. 埼 玉 県

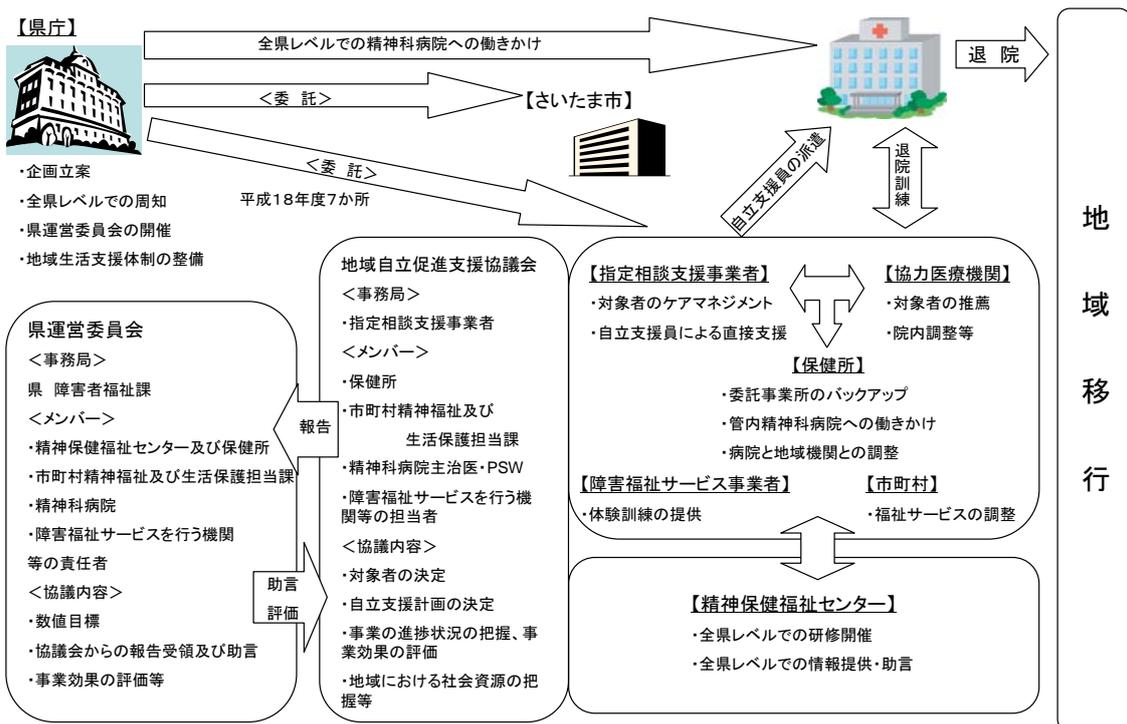
(1) 体 制 図

① 退 院 促 進 の 全 体 図



② 退 院 促 進 支 援 事 業 の 体 制 図

※平成19年度



(2) 自治体概要

①基礎データ

人 口 (人)	病院数 (か所)	入院 患者数 (人)	デイケア (か所)	訪問 看護 (か所)	支援 センター (か所)	援護寮 (か所)	福祉 ホーム (か所)	福祉 ホームB (か所)	グループ ホーム等 (か所)	通所 授産 (か所)	小規模 作業所 (か所)
5,890,109	57	11,432	53	48	17	11	2	3	37	14	70

※政令市除く

※平成18年6月30日現在

退院可能精神障害者数	825人
------------	------

②事業概要

埼玉県では精神障害者退院促進支援事業を平成14年度から開始した。平成14年及び平成15年度においては精神障害者地域生活支援センター1か所に委託し、圏域を限って事業を実施した。平成14年度は対象者数14名に対して退院者数4名、平成15年度は対象者数30名に対して退院者数8名という実績であった。

平成16年度からは、なるべく多くの圏域での実施と支援センターへの事業周知を図るため、すべての支援センターを対象に事業説明を行った。事業の委託を希望する支援センターから「事業計画書」の提出を求め、それにより委託先を決定する方法とした。その結果、平成16年度は委託支援センター数を7か所に増やし、対象者54名に対し退院者数は19名になった。平成17年度は7か所の支援センターに委託し、対象者81名に対し退院者数は29名になった。また、平成18年度は8か所(さいたま市を含む)に委託している。

複数の支援センターに委託することにより、地域自立促進支援協議会等を通して、その地域の特性を踏まえた方法で実施でき、同時にネットワークの構築につながっている。また、協力医療機関及び対象者が増加してきたことにより、自立支援員が病院内に地域の風を送ることになり、病院の職員及び他の入院患者への影響は大きく、意識の変化が見られてきている。

今後は更に、保健所の本事業への関わりを強化することにより、県の障害福祉計画の中で掲げた精神科病院からの退院可能精神障害者の地域移行数の達成を目指すこととする。

(3) 事業実施のポイント

①退院可能精神障害者実態調査の実施

埼玉県では、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定にあたり、県内の全精神科病院の協力の下、平成18年6月1日現在入院している全患者を対象に「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下、「退院可能精神障害者」という。)の実態把握を目的とする調査を行った。

< 調査項目 >

年 齢	10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上
診断名	統合失調症、認知症、その他
入院期間	1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、 5年以上10年未満、10年以上20年未満、20年以上
退院阻害要因 複数回答	(1) 本人の要因: 環境変化への不安が強い、現実認識が乏しい、退院意欲が乏しい、家事ができない、病状が不安定、治療中断が予測される、援助者との対人関係が持てない、反社会的行動が予測される、その他、本人の要因はない (2) 家族の要因: 家族がいない、家族にサポートする機能がない、家族が退院に反対している、家族が退院に不安を持っている、その他、家族の要因はない (3) 地域と施策: 住まいの確保ができない、退院後サポートする人的資源が乏しい、退院に向けてサポートする人的資源が乏しい、日常生活を支える制度が乏しい、生活費が確保できない、その他、地域・施策の要因はない

その調査結果から、退院可能精神障害者は①対象年齢は60歳以上が半数を占め、高年齢者の割合が高いこと、②入院期間が10年以上の長期入院患者が3分の1を占める一方、1年未満の患者も約2割いること、③退院阻害要因は本人の要因、家族の要因、地域・施策の要因は重なり合い複雑化していることが把握できた。

病院調査を行うことによって、退院可能精神障害者の問題について医師、看護師等をはじめとする病院職員に改めて確認してもらおうきっかけにつながった。

②事業の周知方法

上記①の調査結果と精神障害者退院促進支援事業の概要について埼玉県精神科病院協会に説明し、退院可能精神障害者の地域移行に対する協力依頼を行った。

また、精神保健福祉センターの主催により保健所、市町村、精神障害者社会復帰施設、精神障害者小規模作業所、精神科病院等の職員に対し、退院可能な精神障害者の現状や社会的な自立を促進するために必要な生活支援について理解を深め、関係機関の役割や地域における取り組みに

ついでに研修会を実施した。そこで県庁から①退院可能精神障害者の地域移行に関わる施策等の動向やその背景、②本県における退院可能精神障害者の状況（病院調査結果報告）及び退院促進支援事業の概要及び実績、③本県の障害福祉計画の方向性などの説明を行った。その後、退院促進支援事業のイメージをより対象者に持ってもらうために、委託事業所から事業に取り組んだ動機や具体的な退院支援の動き、事業を通して気づいたことなどの発表をしていただいた。

今後、本事業を積極的に展開していくためには、このような研修会等を通して、周知を図るとともに、それぞれの立場で退院可能な精神障害者に対し、どのようなサービスが提供できるか検討する必要がある。

③事業推進のための工夫

【病院と委託先の仲介の方法】

平成18年度においては、7か所の相談支援事業者（地域活動支援センター）及びさいたま市に委託を行っている。

精神科病院を母体とする委託事業所は同法人の病院を協力医療機関とし、精神科病院を母体としない委託事業所はそれぞれのネットワーク（精神科病院の精神保健福祉士に協力依頼または病院の精神保健福祉士から看護職への橋渡し依頼）を駆使し、協力医療機関を開拓してきた経緯がある。その結果、毎年、協力医療機関は増えており、平成18年度は県内精神科病院63病院中15病院に本事業に協力していただいている。

しかしながら、委託事業所中心による新規協力医療機関の開拓には限界が出てきていることも事実である。委託事業所が今まで関わりの薄い医療機関に足を運び、事業説明を行っても断られるケースが出始めている。そのようなことから、今後は行政が精神科病院に出向き、本事業の説明及び対象者の推薦依頼等の働きかけをして、委託事業所への橋渡しを行う予定である。

(4) 事例紹介

■対象者：D氏	■性別： <input checked="" type="checkbox"/> 男性／ <input type="checkbox"/> 女性	■年齢：58才
■主たる疾患名：統合失調症		■通算入院期間：約15年
■医療保険種別：国保		■入院形態： <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 医療保護
■保護者の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有（続柄：姉） <input type="checkbox"/> 無		■経済形態：障害年金2級・貯金
■退院先：グループホーム		■退院支援期間：17か月
<p>■事例の特徴：</p> <p>①D氏は、実家に退院することを希望しているが、姉は拒否していた。しかし、その姉の意向が本人に正確に伝わっていない。</p> <p>②D氏は、事業に積極的に参加したが、実家に退院できないことがわかり、退院意欲が薄れた。</p> <p>③D氏の不安を取り除くこと、退院後のイメージを共有することによって、D氏は、事業に復帰して、退院となった。</p>		
<p>■支援にかかわった機関（職種）：</p> <p>市町村：保健所（<input checked="" type="checkbox"/>PSW）／支援センター（<input checked="" type="checkbox"/>PSW）／グループホーム・共同住居（<input checked="" type="checkbox"/>世話人）／精神科病院（<input checked="" type="checkbox"/>Dr, <input checked="" type="checkbox"/>Ns, <input checked="" type="checkbox"/>PSW）／<input checked="" type="checkbox"/>自立支援員（所属：支援センター）／<input checked="" type="checkbox"/>その他（ピア・サポーター（所属：支援センター））</p>		
<p>■家族状況：</p> <p>姉とその息子世帯。姉は、D氏の退院には理解を示しているが、すでに息子の世代になっているので、実家に退院することは拒否している。</p>		
<p>■事業利用以前の経過と利用のきっかけ：</p> <p>医師とPSWが、D氏に事業への導入を説明した。D氏は、実家への退院希望が強いことから、事業に積極的に参加する意向が示された。</p>		
<p>■事業利用プロセス：</p> <p>①協力病院での事業は4年目となり、この事業で退院した患者が、他の入院患者や病院職員に対して、本事業の利用経過と退院後の生活について報告をしており、病院内の理解と協力が深まっていた。</p> <p>②病院近くの保健所を会場として、5か月にわたる退院準備プログラムを実施した。D氏は、退院を希望している7人とともに参加した。準備プログラムには、毎回、ピア・サポーターも参加して、情報・知識・気持ちのわちあいも行われた。</p> <p>③自立支援員は、準備プログラムと並行して、D氏の個別支援を行った。D氏は実家への退院希望が根強く、姉は実家への退院を拒否している。しかし、姉はその意向を病院には伝えているが、D氏には、はっきりと伝えていないことがわかった。</p> <p>④D氏、姉、病院PSW、自立支援員が話し合いを行った。姉は、実家に退院できない現状をD氏に伝えた。その結果、実家以外に住居設定をして、退院を目指すことになった。D氏、姉とも単身生活は不安ということで、グループホームへの入居を目指すこととした。</p> <p>⑤D氏は、準備プログラムにある「外泊体験プログラム」で、共同生活援助事業・グループホームでの外泊体験をした。同時に、就労継続支援事業に体験参加をした。</p> <p>⑥D氏は、結局、実家に帰れなくなったことがショックだったようで、「入院していたほうが楽でいい」と言っていて、事業への参加が消極的になった。</p> <p>⑦医師、病院PSW、自立支援員が話し合い、退院に向けた働きかけは続けるものの、少し時間をかけることとした。</p> <p>⑧⑥から5か月間に、D氏とともに事業に参加した人たちが退院する中、医師、病院PSW、自立支援員が、D氏の不安を取り除くこと、退院後のイメージを共有する支援を行った。D氏は、「軽作業のような仕事をしたい。そしておいしいものを食べたい」といった希望を持つようになり、事業に復帰した。</p> <p>⑨D氏は、グループホームの体験利用を再開した。就労継続支援事業でもD氏の希望に沿った体験参加を行った。自立支援員は、D氏、姉と面接をして、退院後の経済面での調整を行った。</p> <p>⑩D氏は、事業登録から17か月後にグループホームを退所した。日常生活は世話人に相談している。日中は、就労継続支援事業を利用している。</p> <p>⑪D氏は、眼鏡と帽子を新調した。おしゃれな一面もみせるようになった。姉は、精神的なサポートをしている。</p> <p>⑫D氏は、おいしいものが食べられるし、軽作業も楽しいと話している。</p>		

		利用開始前	申込み時	開始初期	中断期	再開	退院	利用終了後
期 間		2年半間	1か月間	5か月間	5か月間	5か月間	1か月間	
ケアマネジメントの中心		病院PSW	病院PSW	病院PSW 支セPSW 自立支援員	病院PSW 自立支援員	支セPSW 自立支援員	自立支援員	支セPSW
ケア会議参加者	主治医	○			○			
	看護師	○	○	○	○			
	病院PSW	○	○	○	○	○	○	○
	院内他職種					○薬剤師		
	支セPSW	○	○	○	○	○	○	○
	保健所PSW	○	○	○				
	自立支援員		○	○	○	○	○	○
	ピア・サポーター			○		○	○	
	世話人					○	○	○
自立促進支援協議会		事業説明	対象者決定	経過報告				年度末総括
医療機関	医療的ケア (Dr, Ns)	■	■	■	■	■	■	■
	不安の相談 (Ns, PSW)	■	■	■	■	■	■	■
	院内外関係機関 連絡・調整(PSW)	■	■	■	■	■	■	■
	家族調整 (PSW)			■		■		
	服薬管理指導 (薬剤師)					■		
院外関係者	院内訪問 (支PSW、 自立支援員)	■	■		■			
	退院準備プログラム (支PSW・ 支援員・ ピアサポーター)			■		■		
	同伴外出① 社会見学 (自支員・ ピアサポーター)			■		■		
	同伴外出② 外泊体験 (自支員・ ピアサポーター)			■		■		
	家族調整 (自支員)			■		■	■	
	制度利用支援 (支PSW・ 自支員)					■	■	
	退院準備 (自支員・ ピアサポーター)					■	■	
	日常生活支援 (世話人)					■	■	■
	関係機関連絡・ 調整 (支PSW・ 自支員)	■	■	■	■	■	■	■

(5) 参考資料

①退院準備プログラム (暮らし安心プログラム)

参考 退院準備プログラム (暮らし安心プログラム)

内 容
① オリエンテーション、自己紹介ゲーム
② どんな暮らしがしたいですか ～夢を語りあおう～
③ いきいき生活したい ～地域で暮らす仲間の話～
④ 仲間がたくさんいます ～使えるところの話～
⑤ 仲間がたくさんいます ～見学～
⑥ どんなところで暮らそうか ～住居空間の話～
⑦ どんなところで暮らそうか ～見学～
⑧ まずは体験しよう ～外泊体験に向けた話～
⑨ まずは体験しよう ～外泊体験～
⑩ 今後のことを話そう

②埼玉県精神障害者退院促進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 定義は、次のとおりとする。

(1) 対象者

「対象者」は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者をいう。

(2) 協力施設等

「協力施設等」は精神障害者に対する理解が深く、退院を目指す精神障害者に活動の場等を提供し、退院訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに協力する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター並びに精神障害者小規模作業所等をいう。

(3) 自立支援員

「自立支援員」は、精神障害者の福祉に理解を有する者であって、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、県とする。なお、指定都市又は中核市で事業を実施した方が適切にできるものについては、委託して実施するものとする。また、事業の一部を希望する相談支援事業者等に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第4条 対象者の個別支援等に当たる自立支援員を県又は委託機関に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、退院に向けて主に次の支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

- (1) 精神科病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動
- (2) 退院に向けた個別の支援計画の作成
- (3) 院外活動（福祉サービス体験利用、市町村等のグループワーク参加等）に係る同行支援
- (4) 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- (5) 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

(運営委員会の設置等)

第5条 運営委員会の設置等については、次のとおりとする。

- (1) 知事等は、以下に掲げる業務を行うため、精神障害者退院促進支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。
 - ①対象者数（利用見込者数）、協力施設等の数等に係る数値目標の設定
 - ②第6条に規定する自立促進支援協議会からの報告受領及び地域自立促進支援協議会への助言
 - ③実績報告を受けての事業効果の評価
 - ④その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議
- (2) 運営委員会は、以下に掲げる機関の責任者で構成する。
 - ①県障害者福祉課、精神保健福祉センター及び保健所
 - ②市町村の精神保健福祉及び生活保護の担当課
 - ③精神科病院
 - ④障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う機関
 - ⑤小規模作業所
 - ⑥地域家族会
 - ⑦その他知事等が適当と認める者
- (3) 運営委員会は年複数回開催するものとする。
- (4) 本事業を複数の機関に委託する場合であっても、運営委員会は1カ所とする。

(地域自立促進支援協議会の設置等)

第6条 地域自立促進支援協議会の設置等については、次のとおりとする。

- (1) 本事業の委託を受けた機関及び保健所は支援の進捗状況の把握、具体的な支援の方法等について協議し、円滑な支援をより迅速に実施していくため、地域自立促進支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、当該協議会の事務を担当するものとする。
- (2) 協議会は、対象者の退院訓練及び対象者への支援に直接関わる者（協議会を設置する相談支援事業者・保健所・市町村・精神保健福祉センターの職員、主治医、協力施設等の担当者及び自立支援員等）で構成するものとする。なお、協議の対象者によって構成員を変更できるものとする。

(3) 協議会の業務は以下のとおりとする。

- ①対象者の決定
- ②対象者の自立支援計画の決定（退院訓練中及び退院後の生活のためのケアマネジメントを実施するものとする）
- ③対象者ごとの協力施設等の決定
- ④事業の進捗状況の把握、事業効果の評価並びに自立支援計画の見直し
- ⑤地域における社会資源の把握
- ⑥その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議

(4) 協議会は、必要に応じ開催するものとする。なお、自立支援計画を策定する場合、その他の必要と認められる場合においては、該当対象者の同意を得て当該対象者の意見を聞くことができる。

(手続等)

第7条 手続等については、次のとおりとする。

(1) 利用の手続等

- ①該当精神科病院の管理者は、対象者の承諾を得て、別に定める意見書に主治医の意見を記入の上、申込書を協議会に提出するものとする。
- ②協議会は、対象者の適否を協議の上、その結果を当該精神科病院の管理者及び申込者に通知するものとする。

(2) 協力施設等への依頼等

協議会は、本事業の実施につき、地域の協力施設等として適当な施設等に対象者の受け入れを依頼するものとする。

(退院訓練の実施)

第8条 退院訓練の実施については、次のとおりとする。

(1) 対象者は、自立支援計画に基づいて、協力施設等における訓練、日常生活を営むために必要な活動等の退院訓練を行う。

(2) 退院訓練の期間は原則として6ヶ月以内とし、必要に応じて更新することができる。ただし、対象者の症状の悪化の場合にあっては主治医が、その他の場合にあっては協議会が、本事業の継続が困難になったと判断したときは、退院訓練を中止し、この旨を当該精神科病院の管理者及び当該対象者へ通知するものとする。なお、中止は再開を妨げるものではない。

また、地域移行にあたって引き続き自立支援員による支援が必要と協議会が認める場合には、退院後1ヶ月間に限り、支援を継続することができる。

(3) 協議会は、協力施設等へ退院訓練の経過等の報告を求めるものとする。

(退院訓練終了時の取り扱い)

第9条 退院訓練終了時の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 退院訓練は、当該対象者が退院若しくは訓練を中止することにより終了するものとする。

(2) 協議会は、関係機関と連携を密にし、当該対象者が円滑に地域生活を継続できるよう支援に努めるものとする。

(3) 協議会は、退院訓練を中止した場合にはその要因分析を行うものとする。

(4) 自立支援員は、退院訓練終了後、協議会に対し、当該対象者に係る退院訓練についての報告書を提出するものとする。

(5) 協議会は、当該年度末までに運営委員会に実績報告書を提出するものとする。

(6) 運営委員会は、当該年度末に県に実績報告書を提出するものとする。

(その他)

第10条

- (1) 協議会の構成員は、その業務を行うにあたっては、対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないものとする。
- (2) 県は、本事業の実施について、地域住民及び関係機関に対して周知を図るとともに、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図るものとする。
- (3) 本事業の委託を受けた機関は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別することとする。
- (4) 協議会は、保健所が実施する地域精神保健福祉連絡協議会の場を活用する等により、精神保健福祉センター、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う機関、医療機関等関係機関と連携して本事業を実施するものとする。
- (5) 自立支援員は、支援にあたって、定期的に主治医に状況を報告し、指示があった場合にはそれに従うものとする。
- (6) 県は、国に対し本事業に係る実績報告書を、別に定める様式により翌年度の4月30日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

